

令和7年度 第1回

町 営 牧 場 運 営 委 員 会 議 案

日 時 令和7年7月29日(火)

午後2時

場 所 幕別町役場 会議室2-AB

## 次 第

1 開会

2 委員長挨拶

3 自己紹介

4 報告事項

報告第1号 令和7年度町営牧場の管理体制について

報告第2号 令和7年度町営牧場管理に係る報告について

報告第3号 令和7年度入牧状況について

報告第4号 令和7年度入牧牛の疾病対策について

5 協議事項

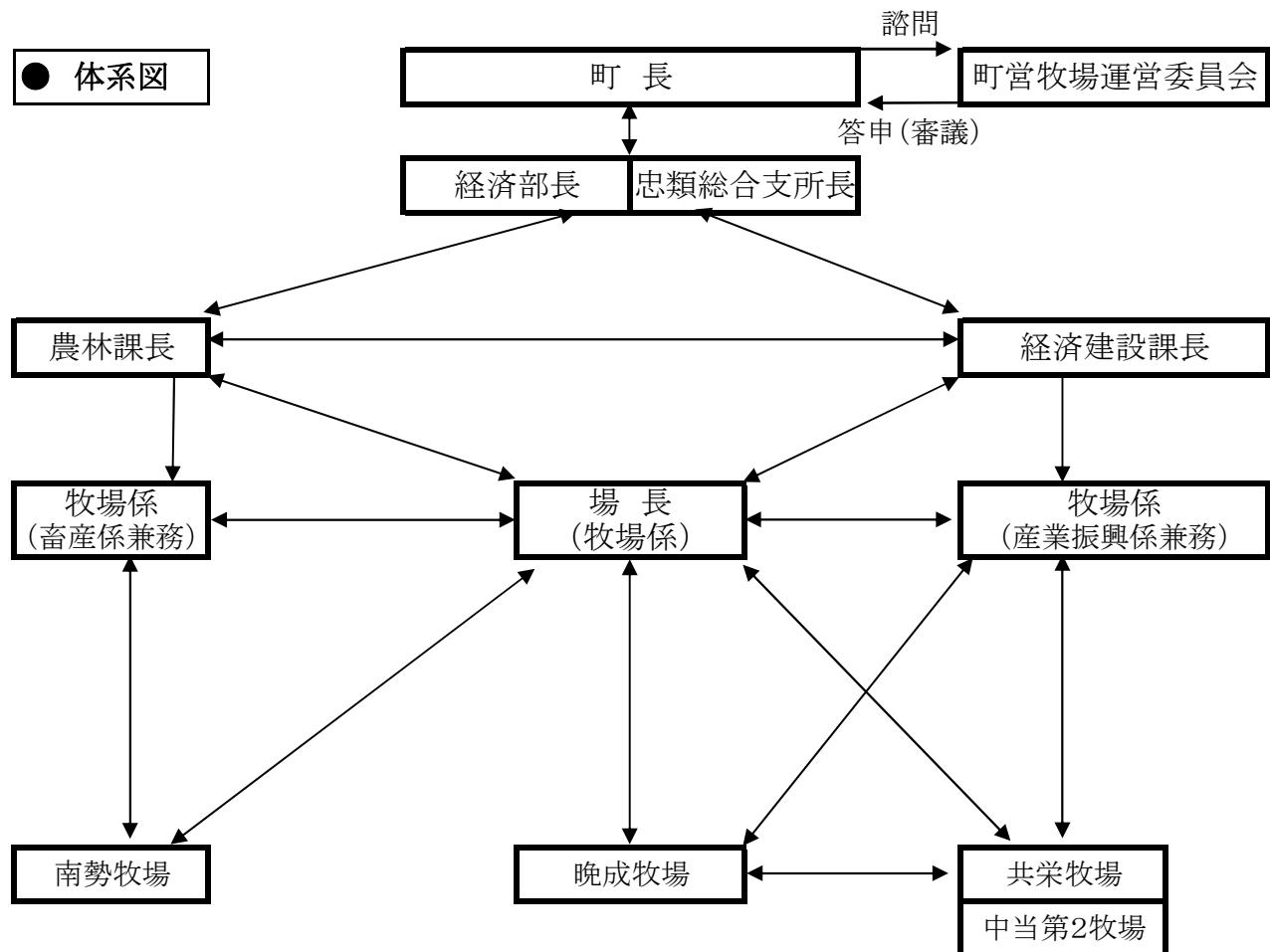
協議第1号 町営牧場の在り方に関するアンケート調査について

6 その他

7 閉会

#### 4 報告事項

##### 報告第1号 令和7年度町営牧場の管理体制について



<b>会計年度任用職員</b> フルタイム 2名 町営牧場管理作業員 岸中 利光 町営牧場作業員 原田 良三 町営牧場作業員	<b>会計年度任用職員</b> フルタイム 3名 町営牧場管理作業員 島 和彦 町営牧場作業員 吉田 雅浩 町営牧場作業員 热田 綾
<b>会計年度任用職員</b> パートタイム 2名 町営牧場補助作業員 庄司 光俊 町営牧場補助作業員 中島 正俊	<b>会計年度任用職員</b> パートタイム 2名 町営牧場補助作業員 窪田 重富 町営牧場補助作業員 杉山 繁喜
<b>会計年度任用職員</b> パートタイム 1名 町営牧場補助作業員 宮町 顯司	

## 報告第2号 令和7年度町営牧場管理に係る報告について

### (1) 中当第2牧場について

中当第2牧場については、入牧頭数の減少と忠類地区の効率的な牧場運営を行うことを目的として、平成21年度から晩成牧場と共に共栄牧場に預託牛を集中させることにより、利用を休止することとし、晩成牧場及び共栄牧場の草地更新時の代替牧場として機能を維持するため、十勝農業協同組合連合会(湧洞牧場)に草地の管理を委託しておりました。

なお、令和6年度に引き続き、道営事業により共栄牧場の草地更新を行っていることから、当該牧場を代替牧場として利用しています。

### (2) 大樹町におけるロケットの打上げ実験について

① ホンダ小型ロケット燃焼実験(5/22)

② ホンダ小型ロケット離着陸実験(6/17)

③ jtSPACE社ロケット打上げ(7/12)

報告第3号 令和7年度入牧状況について

(1) 入牧期間及び日数

		令和6年度参考	
共栄牧場	5/24～	5/27～10/9	135日間
中当第2牧場	5/21～	5/22～10/17	148日間
晩成牧場	5/22～	5/23～10/16	146日間
南勢牧場	5/14～	5/16～10/22	159日間

(2) 入牧実績(延べ頭数)

( )内は、戸数、[ ]内は実戸数

入牧頭数	今後見込	牧場名	R7年度	R6年度	対前年	R5年度	R4年度	R3年度	備考	
					( )	( )	( )	( )	( )	
乳牛	忠類	共栄			0	0	69 (4)	39 (4)	22 (5)	妊娠牛
		晩成	478 (6)	485 (6)	△ 7 (0)	394 (6)	394 (7)	422 (9)	妊娠・授精・育成牛	
		中2	56 (4)	77 (4)	△ 21 (0)	0	0	0	妊娠牛	
		小計	534 (10)	562 (10)	△ 28 (0)	463 (10)	433 (11)	444 (13)		
	幕別	南勢	80	319 (2)	405 (2)	△ 86 (0)	357 (3)	433 (3)	450 (4)	妊娠牛・授精牛
		計		853 (12)	967 (12)	△ 114 (0)	820 (13)	866 (14)	894 (17)	
肉用雌牛	忠類	共栄	58 (1)	75 (1)	△ 17 (0)	55 (1)	42 (1)	45 (1)	妊娠牛	
		晩成	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
		小計	58 (1)	75 (1)	△ 17 (0)	55 (1)	42 (1)	45 (1)		
		南勢	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	妊娠・授精牛	
	計		58 (1)	75 (1)	△ 17 (0)	55 (1)	42 (1)	45 (2) [1]		
			58 [1]	75 [1]	△ 17 (0)	55 [1]	42 [1]	45 (2) [1]		
	馬	南勢	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	成馬・当歳馬	
		計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
忠類地区合計			592 [7]	637 [7]	△ 45 [0]	518 [7]	475 [8]	489 [9]		
幕別地区合計			319 [2]	405 [2]	△ 86 [0]	357 [3]	433 [3]	450 [8]		
合計(実頭数)			911 [9]	1,042 [9]	△ 131 [0]	875 [10]	908 [11]	939 [17]		
使用料	乳牛(千円)			32,288		25,321	24,298	24,263		
	肉用雌牛(千円)			1,889		1,492	1,226	1,101		
	馬(千円)									
	計			34,177		26,813	25,524	25,364		
捕獲料				1,020		840	848	930		
合計(千円)				35,197		27,653	26,372	26,294		

※入牧した牧場で頭数をカウント(牧場移動後の頭数ではない)

(3) 管理牛群（令和7年7月1日現在の飼養管理頭数）

① 南勢牧場

・授精牛群	204 頭
・妊娠牛群	90 頭
・下牛舎群	25 頭 (育成牛)
<b>小計</b>	<b>319 頭</b>

② 共栄牧場

・妊娠牛群	53 頭 (和牛)
-------	-----------

③ 中当第2牧場

・妊娠牛群	55 頭
-------	------

④ 晩成牧場

上段

・授精牛群	330 頭
-------	-------

下段

・授精・育成群	140 頭
---------	-------

晩成小計	470 頭
------	-------

<b>忠類小計</b>	<b>578 頭</b>
-------------	--------------

<b>預託牛合計</b>	<b>897 頭</b>
--------------	--------------

※下牧した牛は含まない。

## 報告第4号 令和7年度入牧牛の疾病対策について

### (1) 入牧牛

#### ① BVDウイルス個体検査

入牧要件に、BVDウイルス検査結果が陰性であることを、H28年度以降追加したため、ワクチン接種時に対象牛の検査を実施。

忠類地区牧場 89頭(4/14・15 5戸)

#### ② 予防接種

入牧牛の感染疾病予防対策として、幕別町家畜伝染病自衛防疫組合で実施。

4月中旬からBVDウイルス検査と合わせて巡回接種。

忠類地区牧場 牛6種混合ワクチン(4/14・15・16・18)

ワクチン代畜主負担(牛6種混合ワクチン1,586円/頭)

#### ③ 入牧牛駆虫薬塗布 (アイボメックトピカル)

消化器管内の線虫類や外部寄生虫の駆除及びマダニによる吸血の抑制

共栄牧場

中当第2牧場 (入牧時、7月下旬、9月中旬)

晩成牧場

南勢牧場

#### ④ 虫除けイヤータグの装着

ハエ・アブなどの牛体寄生によるピンクアイの発生予防

忠類地区牧場 予防接種時装着、一部入牧時の装着

南勢牧場 入牧時装着、一部予防接種時装着

1頭当たり2枚 1,650円 (町負担)

#### ⑤ 牛用・AHCミックス投与によるイボ等の対策

飼料添加物AHCミックスをイボ対策として5ccを経口投与、または皮膚病部分に噴霧。(町負担)

## 5 協議事項

### 協議第1号 町営牧場の在り方に関するアンケート調査について

#### 1 アンケートの目的

利用戸数が減少傾向となっている町営牧場について、今後の運営方針を策定するにあたり、町内の牛飼養者に対して町営牧場の利用意向等に関するアンケート調査を実施し、運営方針策定の参考とする。

#### 2 アンケートの対象

町内の牛飼養者 120戸（幕別地区77戸、忠類地区43戸）

#### 3 アンケート調査の方法

紙媒体による郵送及びインターネットによるWebアンケート調査

#### 4 実施時期

令和7年8月中旬以降

#### 5 調査項目

別紙「町営牧場の在り方に関するアンケート調査」

町営牧場運営委員会 委員名簿（任期：令和5年6月1日～令和8年5月31日）

氏名	選出区分		所属	備考
タダ 多田 篤	1号	識見者	J A 忠類推薦（酪農部会）	
ヤマダ 山田 敏明	1号	識見者	J A 幕別町推薦（酪農事業部会）	
ヤマダ 山田 貢赦	1号	識見者	J A 幕別町推薦（和牛事業部会）	
ナカムラ 中村 郁亮	1号	識見者	J A さつない推薦（酪農部会）	
ニシブ 西部 博寿	2号	関係機関	家畜改良事業団 北海道産肉能力検定場長	
タケバヤシ 竹林 幹薫	2号	関係機関	J A 幕別町畜産部長	
タナカ 田中 洋人	2号	関係機関	J A さつない営農部長	
サセ 佐瀬 一文	2号	関係機関	J A 忠類営農部長	
ニシカワ 西川 リユキ 法之	2号	関係機関	北海道農業共済組合 幕別家畜診療所長	
クサブカ 草深 ヨシオ 芳夫	2号	関係機関	北海道農業共済組合 十勝南部支所長	
カワグチ 川口 康弘	2号	関係機関	十勝農業改良普及センター 十勝南部支所長	
オオヒラ 大平 純一	2号	関係機関	十勝農業改良普及センター 十勝東部支所長	

担当職員

氏名	所属職名
タカハシ 高橋 修二	経済部長
ヨンドウ 遠藤 寛士	経済部 農林課長
ホリ 堀 優真	経済部 農林課 牧場係長
サカキ 榎 柊織	経済部 農林課 牧場係主事
クジラオカ 鯨岡 健	忠類総合支所長
ヨシナカ 吉仲 有希	忠類総合支所 経済建設課長
ゴダマ 児玉 隆良	忠類総合支所 経済建設課場長
カワセ 川瀬 康彦	忠類総合支所 経済建設課牧場係

○幕別町営牧場条例

平成17年9月26日条例第108号

改正

平成19年6月6日条例第8号  
平成20年3月14日条例第19号  
平成24年9月13日条例第17号  
令和4年3月24日条例第11号

幕別町営牧場条例

幕別町育成牧場条例（昭和42年条例第15号）の全部を改正する。

（設置）

**第1条** 幕別町における畜産振興の基盤の確立を図り、もって農業経営の安定に寄与するため、幕別町営牧場（以下「牧場」という。）を設置する。

（名称、位置及び面積）

**第2条** 牧場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名称	位置	面積
南勢牧場	幕別町字南勢	398ha
共栄牧場	幕別町忠類共栄	185ha
中当第2牧場	幕別町忠類中当	101ha
晩成牧場	幕別町忠類晩成	275ha

（用途別の区画及び面積）

**第3条** 牧場の用途別の区画及び面積は、次のとおりとする。

名称	牧区数	面積	用途
南勢牧場	26	237ha	放牧
共栄牧場	15	140ha	
中当第2牧場	13	71ha	
晩成牧場	24	134ha	

（家畜の種類及び放牧期間等）

**第4条** 牧場における家畜の種類、認容頭数及び放牧期間は、次のとおりとする。ただし、牧場の草生状況により当該期間を伸縮することができる。

名称	家畜の種類	1日の認容頭数	放牧期間
南勢牧場	乳牛及び肉用雌牛	650頭以内	5月20日から10月10日の間
共栄牧場	乳牛及び肉用雌牛	400頭以内	
中当第2牧場	乳牛及び肉用雌牛	150頭以内	
晩成牧場	乳牛及び肉用雌牛	400頭以内	

2 放牧の方法、草生の改良方法並びに有害植物及び障害物の除去、害虫の防除等牧場の維持管理の方法については、町長が別に定める。

（利用者の資格）

**第5条** 牧場を利用することができる者は、幕別町に住所を有する者（以下「住民」という。）で牛を飼養するものでなければならない。ただし、住民の利用に支障がないと町長が認めるときは、住民以外の者で牛を飼養するものに利用させることができる。

（利用の申請及び承認）

**第6条** 牧場を利用しようとする者は、町長に申請して、その承認を受けなければならない。

（使用料）

**第7条** 牧場を利用する者（以下「利用者」という。）は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 町長は、特別の事由があると認めるとときは、使用料を減免することができる。

（変更の承認）

**第8条** 利用者は、牧場の利用に関し次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- (1) 放牧の利用期間
- (2) 放牧の利用頭数  
(指示等)

**第9条** 町長は、利用者の家畜が疾病その他の理由によって牧場の管理に支障をきたすおそれがあると認めるときは、当該利用者に対して必要な指示をし、又は牧場の利用の承認の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(事故の免責)

**第10条** 牧場に放牧中の家畜に盗難又は疾病、負傷等の事故が生じた場合においては、家畜の管理に重大な過失があった場合を除くほか、町はその責めを負わない。

(違反に対する措置)

**第11条** 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その利用の承認を取り消し、又は当該違反の事実を知った日から1年以内の期間、牧場の利用を承認しないことができる。

- (1) 第6条の承認を受けないで牧場を利用したとき。
- (2) 第8条の規定に違反したとき。
- (3) 正当な理由がないのに第9条の指示に従わないとき。

2 前項の違反により牧場又は放牧中の家畜に損害が生じた場合においては、町長は、当該違反者に対して損害を賠償させることができる。

(運営委員会)

**第12条** 牧場の運営管理についての諮問に応じるため、町営牧場運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の所掌事項)

**第13条** 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 牧場の事業計画樹立に関すること。
- (2) 牧場の管理運営に関すること。
- (3) その他牧場の管理運営に関し必要な事項

(組織及び委員の任期)

**第14条** 委員会は、12人の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 4人
- (2) 関係機関の職員 8人

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び代理)

**第15条** 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。  
3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ定めた委員がその職を代理する。

(委任)

**第16条** この条例に定めるもののほか、牧場の管理運営及び委員会の組織運営について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年2月6日から施行する。  
(幕別町育成牧場運営委員会条例の廃止)
- 2 幕別町育成牧場運営委員会条例(昭和41年条例第8号。以下「運営委員会条例」という。)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に運営委員会条例の規定により幕別町育成牧場運営委員に委嘱されている者は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。
- 4 この条例の施行前に、幕別町育成牧場条例(昭和42年条例第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。  
(忠類村の編入に伴う経過措置)

- 5 忠類村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、忠類村営放牧利用施設条例（昭和42年忠類村条例第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 6 編入日以後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第14条第3項の規定にかかわらず、平成20年5月31日までとする。  
 （使用料に関する特例）
- 7 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に限り、使用料は、第7条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

使用区分	単位	家畜の種類	月（年）令区分	町内	町外
放牧	1日1頭当たり	乳用雌牛	6箇月以上	200円	250円
		肉用雌牛			
	1日1頭当たり	農用雌馬	当歳馬	90円	100円
		子馬	成馬	200円	250円

備考 入牧中における受精牛の引付けをした場合は、使用料のほかに、1頭につき2,000円を納めなければならない。

**附 則**（平成19年6月6日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成20年3月14日条例第19号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年9月13日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和4年3月24日条例第11号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

（経過措置）

2 施行日前に改正前の幕別町忠類ふれあいセンター福寿条例、幕別町農業担い手支援センター条例、幕別町営牧場条例及び幕別町スキー場条例（以下「各条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の各条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**別表**（第7条関係）

使用区分	単位	家畜の種類	月（年）令区分	町内	町外
放牧	1日1頭当たり	乳用雌牛	6箇月以上	260円	520円
		肉用雌牛			

備考 入牧中における受精牛の引付けをした場合は、使用料のほかに、1頭につき2,000円を納めなければならない。

○幕別町営牧場条例施行規則

平成18年1月16日規則第58号

改正

令和4年7月6日規則第15号

幕別町営牧場条例施行規則

幕別町育成牧場条例施行規則（昭和42年規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、幕別町営牧場条例（平成17年条例第108号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（放牧の方法）

**第2条** 幕別町営牧場（以下「牧場」という。）における放牧は原則として、夏季放牧とし、放牧計画により、各牧区の輪換放牧により行う。

2 前項の放牧計画は、家畜1頭につき1日当たりの生草の喰込量の基準をおおむね37.5キログラムとし、各牧区の草生状況を考慮して町長が定める。

（草地の維持管理）

**第3条** 牧場における生草生産量は、集約草地1ヘクタール当たり、30トン以上を目標とする。

2 追肥は1ヘクタール当たり要素量で窒素60キログラム、リン60キログラム、カリウム100キログラムを標準として草生状況に応じて適期に散布する。

3 追はんは、冬枯れ等で裸地や草生の薄くなった草地をかきならして行うものとし、草種及び追はん量は草生の状況によりその都度町長が定める。

（有毒草等の除去）

**第4条** 有毒草を発見したときは、直ちに刈払い、根掘りをし、又は殺草剤を使用して撲滅するものとする。

2 各牧区においては放牧終了後、不良草及び残食草の掃除刈りを行い、排糞はレーキ等を使用して散布するものとする。

（虫害及び獣害の防除）

**第5条** 虫害及び獣害を防除するため必要な措置は、町長が定める。

（伝染病発生時の措置）

**第6条** 町長は、牧場において家畜の伝染病が発生したときは、直ちに関係機関に報告し、その指示に従って適切な措置をとるものとする。

（附帯施設等の整備）

**第7条** 牧道、雑用水施設、隔障物その他牧場の利用に必要な施設の管理については、町長が定める。

（利用の申請）

**第8条** 牧場を利用しようとするものは、利用（変更）申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（利用の承認）

**第9条** 町長は、前条の利用（変更）申請書を受理したときは、牧場の家畜認容頭数の範囲内において原則として次に掲げる要件を有する者に対して、牧場の利用を承認するものとする。

- (1) 家畜が除角していること。
- (2) 家畜が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を受けていること。
- (3) 家畜共済に加入していること。
- (4) 家畜の健康状態が良好であること。

2 町長は、前項の規定により牧場の利用を承認したときは、利用（変更）承認書（様式第2号）を交付するものとする。

3 第1項の規定により牧場の利用の承認を受けた者が同項各号に掲げる要件を欠くことになったときは、町長は、その利用の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

（利用の変更）

**第10条** 第8条及び前条の規定は、牧場の利用に変更がある場合について準用する。

（事故の措置）

**第11条** 町長は、牧場を利用する家畜に事故が発生したときは、当該事故発生の原因を究明し、事故の発生を防止するため適切な措置を講ずるものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

**第12条** 町長は、次に掲げる書類を備え、これを整理しておくものとする。

- (1) 家畜台帳（様式第3号）
- (2) 牧場管理日誌（様式第4号）
- (3) 頭数確認簿（様式第5号）
- (4) その他必要な書類及び帳簿

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年2月6日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に、幕別町育成牧場条例施行規則（昭和42年規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。  
(忠類村の編入に伴う経過措置)
- 3 忠類村の編入の日前に、忠類村営放牧利用施設管理規則（昭和42年忠類村規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 附 則（令和4年7月6日規則第15号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に存在する改正前の第1条から第85条までに規定する規則（以下「各規則」という。）の規定により使用されている書類は、改正後の各規則に規定する様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の各規則の規定により作成された様式の用紙で、現に存在するものは必要な修正を加え、なお当分の間、使用することができる。